

既卒者・在学者及び現任者の講習会について (とりまとめの方向性)

1. 講習会の規定

- ・ 既卒者・在学者及び現任者は、講習会を修了することが国家試験の受験資格の要件の1つとされており、講習会の課程は主務大臣が指定することとされている（参考資料4）。

2. 検討に当たっての留意事項

- ・ 講習会については、第3回検討会で決定された「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」で示された次の留意事項等を踏まえ検討する必要がある。

- ✓ 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の国家資格を得るための要件を必要以上に厳しく設定しないこと
- ✓ 講習会の実施に当たっては、eラーニング等の活用も視野に入れること
- ✓ 講習会では、技術習得のための実習が必要であること
- ✓ 講習会開催・受講にかかる負担を考え短時間での講習とすると、実際に修得できる技術は限定的と見込まれること

- ・ また、講習会については、第4回検討会で決定された認定動物看護師取得者の負担軽減措置（参考資料5）を踏まえ検討する必要がある。

3. とりまとめの方向性

(1) 講習会の内容・時間数

- ・ 講習会の内容は、既卒者、在学者については、特に不足していると思われる知識・技能を補填するものとし、現任者については、更に予備試験を受験するに当たり備えるべき知識を講習の対象に加えることで知識の水準の均一化を図ることとしてはどうか。
- ・ 既卒者・在学者・現任者が無理なく受講できるようオンラインで実施可能な内容とすることとし、講習会の総時間数は他資格の現任者講習会の例（参考資料6）を参考としてはどうか。例えば、公認心理師の現任者講習会の例（30時間）を目安に検討してはどうか。

- ・ 講習会で実習を行う場合、オンラインも活用されることを踏まえ、受講者による実技の試行は必須とせず、動画の視聴等により手技の手順を修得することとしてはどうか。

(2) 講習会の実施方法

- ・ 公認心理師の現任者講習会の例（参考資料 7、8）を参考に、主務省が実施主体の要件、講習会の実施時期を定め、講習会を実施しようとする者の申請に対し審査を行い、実施主体を指定してはどうか。
- ・ 受講者が数万人規模となることが予想されることから、実施主体は 1 者に限定せず、原則、要件を満たす者を指定することとしてはどうか。
- ・ オンラインによる講習も可能とし、オンラインでの実施に当たっての留意点を主務省が定めてはどうか。

(3) 認定動物看護師取得者の負担軽減措置

- ・ 修学歴がある認定動物看護師取得者については、愛玩動物看護師の職責、関連法規、診療の補助に関する技能、愛護・適正飼養に関する基本的な知識（資料 3—2 及び資料 3—3 の A～D）を講習の対象とし、修学歴がない認定動物看護師取得者については、これに業務の実践に必要な理論（資料 3—3 の E）加えてはどうか。